

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 28 年 6 月 15 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1500643号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1600036号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年2月

私は、A社において、平成17年2月の賞与を受け取り、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録に当該賞与の記録が無い。調査の上、請求期間に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間において、賞与が支給されたと主張している。

しかしながら、商業登記簿謄本によると、A社は、平成21年12月に解散し、平成23年9月に清算終了していることが確認できる上、同社の元代表取締役等に照会をしたものの回答を得ることができないことから、請求者の請求期間に係る賞与の支給及び当該賞与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者から、「平成17年分給与所得の源泉徴収票」が提出されているものの、当該資料では、請求者の請求期間に係る賞与の支給及び当該賞与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、元従業員は、「A社において、賞与は、半期インセンティブという名目で支給されていた。」と回答しているところ、同社の元代表清算人から提出された請求者の請求期間に係る資料によると、請求者の当該期間に係る「半期インセンティブ」は支給されていないことが確認できる。

加えて、A社が加入していたB健康保険組合から提出された「適用台帳」によると、請求者の請求期間に係る標準賞与額の記録は確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金

保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1600002号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1600037号

第1 結論

請求期間について、訂正請求記録の対象者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 男(夫)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住 所 :

2 被保険者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和42年12月1日から昭和43年1月1日まで

私の妻(訂正請求記録の対象者)は、A社からC社へ異動したが、継続して事務担当として勤務していたにもかかわらず、請求期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

B社及び同僚の回答から、訂正請求記録の対象者は請求期間において、A社に継続して勤務していたことが推認できる。

しかしながら、請求期間当時、A社及びC社において社会保険事務を担当していた者は、請求期間当時、A社からC社に異動になった者については、請求期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることが事後に判明したこと、及び給料から請求期間に係る厚生年金保険料を控除しなかったことを承知していると回答している。

また、A社及びC社に係る事業所別被保険者名簿によると、訂正請求記録の対象者は、A社における厚生年金保険被保険者資格を昭和42年12月1日に喪失し、C社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和43年1月1日に同資格を再取得していることが確認できる上、訂正請求記録の対象者と同様にA社からC社に異動している複数の同僚も、請求期間において、厚生年金保険の被保険者記録が無いことが確認できる。

さらに、B社は、請求期間当時の賃金台帳等の資料を保管していないと回答していることか

ら、訂正請求記録の対象者の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。